

国総安第12号  
国官危管第16号  
令和元年11月21日

別 記 殿

総 合 政 策 局 長  
大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
( 公 印 省 略 )

令和元年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

輸送等の安全の確保は国土交通行政に課せられた重要な責務の一つであり、ことに輸送等の繁忙期に当たる年末年始においては、関係者の全員が安全対策に全力を傾注しなければならない。

このため、陸・海・空にわたる輸送機関等について「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施することとし、別添1のとおり実施要綱が定められ、また、これに基づき本省関係各局等において別添2のとおり実施計画が定められたので、貴局等における安全総点検の実施については、これらによることとされたい。



〔 別 記 〕

北海道運輸局長

東北運輸局長

関東運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

近畿運輸局長

神戸運輸監理部長

中国運輸局長

四国運輸局長

九州運輸局長

沖縄総合事務局長

# 令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱

## ～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

国 土 交 通 省  
令和元年 1 1 月 8 日

### 第 1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

特に昨今、乗員の飲酒問題や公共交通機関の信頼を失いかねない事故等が発生している。国土交通省においては、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。引き続き、陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。こうしたテロの脅威が高まる中で、我が国においては、令和 2 年にオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控えている。本年のラグビーワールドカップで得られた教訓を活かしつつ、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策については、平成 2 5 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同法に基づき政府及び国土交通省等の行動計画が策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

### 第 2 期間

令和元年 1 2 月 1 0 日(火)～令和 2 年 1 月 1 0 日(金)

### 第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

- 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

### 第4 輸送等機関別の点検事項

#### 1 鉄軌道交通関係（索道含む）

- （1）安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
- （2）施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
- （3）地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- （4）プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
- （5）「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- （6）新型インフルエンザ対策の実施状況

#### 2 自動車交通関係

- （1）軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- （2）運行管理（飲酒運転・過労運転、健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

況)

- (3) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (4) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (5) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (6) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (7) 新型インフルエンザ対策の実施状況

### 3 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程(特に運航基準、乗組員の健康状態及び過労状態の把握)の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況(特に火災対策(消火器等の点検、避難誘導訓練の実施。)、荒天時の体制の準備状況(適切な情報収集体制、適切な当直体制)、飲酒対策の実施状況)
- (3) 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- (4) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(注:外航船の場合、テロには海賊行為を含む)
- (5) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

### 4 航空交通関係

- (1) 自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示を含む処理体制の整備状況
- (2) 自然災害の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (3) 航空機の整備及び運航管理(航空機乗組員の健康状態の確認、危険物輸送の管理、飲酒に関する航空法等の遵守状況を含む)の実施状況
- (4) 航空機の保安対策の実施等によるハイジャック等テロ防止及び空港(重要空港関連施設を含む)警備の実施体制の整備状況
- (5) ターミナル、空港施設、航空保安設備等の保守点検の実施状況
- (6) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びハイジャック・テロ等の発生を想定した訓練の実施状況

- (7) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- (8) サイバーセキュリティ確保のための取組状況

## 5 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ対策の実施状況

## 6 気象業務関係

- (1) 交通障害を生じる恐れのある時の気象・地震情報等の迅速・確実な情報伝達方法の整備状況
- (2) テロ発生時等の緊急時における連絡体制の整備状況
- (3) 職場における新型インフルエンザ対策の実施状況

## 第5 実施要領

- 1 本省関係局等においては、実施要綱に基づき実施計画（事故防止等に関する安全点検並びにテロ対策及び新型インフルエンザ対策の点検を併記するが、可能な限り区分する）を定め、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に提出するとともに、地方支分部局に対し総点検の実施方法等を指示するほか、各関係事業者団体等に対し総点検の指導を行うものとする。
- 2 実施計画を定めるに当たっては、事業者等による自主点検の実施率を向上させる観点から点検項目は必要最小限とするものとする。
- 3 地方支分部局においては、実施計画に基づき、各地方の実情を勘案して実施細目を定めるとともに、自らの安全に関する業務の体制について総点検を実施するものとする。

なお、所管の事業者等がある場合には、当該者に対して点検方法等の指示を行い、点検状況についての報告徴収を行うとともに、例えば、自主点検項目に関する事業者からの意見等、必要に応じて追加ヒアリング等を行うものとする。
- 4 立入検査の実施に当たっては、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者等については、立入の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、関係局等において適宜実施するものとする。

5 本省関係局等及び地方支分部局においては、事業者団体等に対して安全点検等のための通達を発出している場合には、実施計画又は実施細目を定めるに当たり、当該通達の実施状況を点検項目に反映させるなど、より効果的な自主点検が実施されるよう配慮するものとする。

6 本省関係局及び地方支分部局においては、自主点検の実施事業者数を増加させるため、所要の方策を立てるものとする。

特に、零細事業者等における自主点検の実施率を向上させる観点から、零細事業者等が実施すべき点検項目については、他の事業者が実施する点検項目とは別に簡略化されたものを使用する等、関係局等において、適宜実施することができるものとする。

また、事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。

7 総点検は、関係行政機関との密接な連絡のもとに、その協力を得て実施するものとする。

8 地方支分部局は、以下の事項について、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し全モードを報告し、本省関係部局に対しては、各モードごとに報告するものとする。

(1) 上記3及び4に関し、関係事業者等からの報告のまとめ、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見

(2) 自主点検の実施事業者数を増加させるために地方支分部局が実施した方策の内容

(3) その他総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等

9 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況についても報告させるものとする。

なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告させるものとする。

## 第6 その他

地方支分部局は、当期間以外でも各地方の輸送量等を勘案して総点検が必要と判断した場合には、当実施要綱を準用して実施できるものとする。

なお、実施に際してはあらかじめ本省関係局等と調整の上、その旨を総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官まで連絡するものとする。



## 令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画

令和元年 11月15日  
自動車局

「令和元年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

軽井沢スキーバス事故や大型トラックのタイヤ脱落事故、また、近年発生した乗合バス運転者の意識消失やフェリー乗船中の飲酒による死亡事故、通行が困難な運行経路を選択したため発生した踏切事故など、これまでに発生した事故を踏まえ、各種安全対策を引き続き着実に推進する必要がある。これに加えて、豪雨、台風等自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えて、いわゆるソフトターゲットへのテロ対策の必要性が高まっていることを踏まえ、自動車運送事業者等には早急かつ適切な対応が求められている。そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘案して、自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

### 1. 期間

令和元年12月10日（火）～令和2年1月10日（金）

### 2. 点検事項

#### (1) 自動車局重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況（※）
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

#### (2) 自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通

報・連絡・指示体制等の整備・構築状況（※）

- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（※）
- ⑥ 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況（※）

### 3. 実施にあたっての留意事項

#### (1) 実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、本実施計画及び別紙の安全総点検実施項目に基づき各地域の実情を勘案して、地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局及び運輸支局（以下「地方運輸局等」という。）において実施細目を定めるものとする。

#### (2) 事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るとともに、貸切バス事業者に対しては運行管理制度等の改正や行政処分基準、運行管理者資格者証の返納命令基準が強化されたことについても引き続き周知するものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を所管地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）あてに報告すること。（様式1）

#### (3) 地方運輸局等による事業者における点検事項実施状況の点検（様式2）

- ① 地方運輸局等による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。  
なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、地方運輸局等において適宜実施するものとする。
- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事

業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。

- ③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「2. 点検事項」に掲げる項目は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえた更なる点検を行うよう努めるものとする。

(4) 地方運輸局等による街頭検査等

- ① 街頭車両検査等については、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。

(5) 本省による事業者における点検実施状況の点検

本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は「3 (3) ①、②、③」と同様とする。

(6) 地方運輸局等における自己点検

地方運輸局等においては、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するとともに、本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等における点検について指導するものとする。

4. 本省への報告

地方運輸局等（運輸支局を除く。）は、事業者からの報告をまとめ、総点検の結果及びこれらに対する所見、総点検期間中における事故等の発生状況並びに総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等について、令和2年2月21日（金）までに様式3により、本省自動車局安全政策課長、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官あてにそれぞれ報告するものとする（期限厳守）。

5. その他

(1) 実施期間外の安全総点検の実施

- ① 地方運輸局等は、各地域の実情を勘案して実施期間外に安全総点検を実施する必要があると判断した場合には、本実施計画を準用して実施できるものとする。
- ② 地方運輸局等は、①による総点検を実施する場合には、事前にその

旨を本省自動車局安全政策課、総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官の各担当者まで連絡するものとする。

(2) 点検概要の公表

地方運輸局等は、総点検の結果の概要について、ホームページへの掲載等により、公開に努めるものとする。

【別紙】 令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

点検事項		点検項目(バス・ハイタク・トラック関係)	バス	ハイタク	トラック
1.	<b>軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に係る点検事項)</b> <b>※貸切バス事業者に限る。</b>	(1) 選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。	○	—	—
		(2) 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した指導監督を実施しているか。	○	—	—
		(3) すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)	○	—	—
		(4) 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)	○	—	—
		(5) 夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。(該当の運行がない場合は「○」を記載。)	○	—	—
		(6) 乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。	○	—	—
		(7) 車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。	○	—	—
		(8) 乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。	○	—	—
		(9) 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。	○	—	—
2.	<b>健康管理体制の状況</b>	(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)	○	○	○
		(2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。	○	○	○
		(3) 乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。	○	○	○
		(4) 運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。	○	○	○
		(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としており、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)	○	○	○
3.	<b>運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>	(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。	○	○	○
		(2) 高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。	○	—	—
		(3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。	○	—	○
		(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。	○	○	○
		(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	○	○	○

自動車局重点点検事項

【別紙】 令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

4.	運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況	(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。	○	○	○
		(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	○	○	○
		(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒状況など休息方法を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)	○	○	○
5.	車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況	(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。 (※)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。	○	○	○
		(2)	車輪脱落事故を防ぐため、ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の脱輪が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか。冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させ、ホイール・ボルト、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか。また、冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)	○	—	○
		(3)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)	○	—	○

【別紙】 令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

自動車交通関係点検事項	1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督等の実施状況	(1) 点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。	○	○	○
		(2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。	○	○	○
		(3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。	○	○	○
		(4) 運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。	○	○	○
		(5) 過積載運行等の防止を図っているか。	—	—	○
		(6) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合となるマフラー取付等)の防止が徹底されているか。	—	—	○
	2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況	(1) コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。	—	—	○
		(2) トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。	—	—	○
		(3) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。	—	—	○
		(4) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。	—	—	○
		(5) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者へ連絡するよう運転者に指導しているか。	—	—	○
	4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況	(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	○	○	○
		(2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。	○	○	○
		(3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。	—	—	○
		(4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	○	○	○
		(5) 貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。	○	—	—
	テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の	(1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。	○	○	○
		(2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。	○	○	○

【別紙】 令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

5.	安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。	○	—	—
		(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	○	—	—
		(5)	対応要領を職員へ周知しているか。	○	—	—
6.	新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況	(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。	○	○	—
		(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	○	○	○
		(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。	○	○	○
				41	24	34



【別紙】 令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

点検事項		点検項目(バスターミナル関係)	ターミナル
3.	バスターミナルの保守点検の実施状況	(1) 保安設備の点検整備	○
		(2) 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)	○
		(3) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況	○
4.	自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況	(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	○
		(2) 自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。	○
		(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	○
5.	テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	(1) 警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。	○
		(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。	○
		(3) 場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。	○
		(4) テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	○
		(5) 対応要領を職員へ周知しているか。	○
		(6) ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。	○
6.	新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況	(1) ポスター類の掲示、放送などにより、バスターミナル構内におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	○
		(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	○
		(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。	○
			15

【別紙】 令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

点検事項		点検項目(自動車道関係)	自動車道
3.	自動車道の保守点検の実施状況	(1) 管理体制と人員配置状況	○
		(2) 路面、排水設備の整備状況	○
		(3) 法面危険箇所の点検整備	○
		(4) 構造物の状況	○
		(5) 防護整備の状況	○
		(6) 信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況	○
		(7) 緊急時の設備点検状況	○
4.	自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況	(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	○
		(2) 自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。	○
		(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	○
5.	テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	(1) 営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。	○
		(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。	○
6.	新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況	(1) ポスター類の掲示、放送などにより、施設におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	○
		(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	○
		(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。	○

自主点検表(バス)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に係る点検事項)		※貸切バス事業者に限ります。	
(1)	選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。		
(2)	「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した指導監督を実施しているか。		
(3)	すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(4)	運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(5)	夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。(該当の運行がない場合は「○」を記載。)		
(6)	乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。		
(7)	車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。		
(8)	乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。		
(9)	貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。		
2. 健康管理体制の状況			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		

(4)	<p>運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。</p>		
(5)	<p>脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)</p>		
<p><b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b></p>			
(1)	<p>「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。</p>		
(2)	<p>高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。</p>		
(3)	<p>適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。</p>		
<p><b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b></p>			
(1)	<p>飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。</p>		
(2)	<p>運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。</p>		
(3)	<p>飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。</p>		
(4)	<p>覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。</p>		
(5)	<p>運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒状況など休息方法を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)</p>		
<p><b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b></p>			
(1)	<p>車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。 (※)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。</p>		
(2)	<p>車輪脱落事故を防ぐため、ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の脱輪が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか。冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させ、ホイール・ボルト、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか。また、冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		
(3)	<p>スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>		
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に 行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。	
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者 に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法 について指導を行っているか。	
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指 導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。	
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に 対し指導・監督を行っているか。	
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>		
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応 措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能 するよう、実践的な訓練を実施しているか。	
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のため の措置を講じているか。	
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象と なる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各 地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	
(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制 限がない内容となっているか。	
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>		
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回 が徹底して実施されているか。	
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察 への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。	
(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・ 指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協 力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されている か。	
(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	
(5)	対応要領を職員へ周知しているか。	

様式1-1  
(事業者用)

6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況			
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

自主点検表(ハイタク)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>		
(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3) 乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		
(4) 運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。		
(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5) 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒状況など休息方法を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入っていない場合は○を記載。)		
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>		
(1) 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>			
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。



自主点検表(個タク)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、乗務の継続、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	運行前において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに記載されている乗務中止の判断目安等に従って、安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		
(4)	運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	運行前にアルコール検知器を使用し、酒気帯びの可能性が無いか確認しているか。		
(2)	飲酒運転に関する法規制や、アルコールの体内分解処理に要する時間等を理解しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている場合は、翌日の運行に影響がないよう飲酒・酒量を控えているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の危険性を認識し、絶対に使用してはならないことを認識しているか。		
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。また、点検整備に関する帳票類が適正に管理されているか。		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	運行前に、運転免許証の携行、有効期限の確認を行っているか。		
(2)	適性診断結果を踏まえた安全運転に努めているか。特に、高齢の運転者は、加齢に伴う身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けているか。		
(3)	運転中に携帯電話、スマートフォンを使用していないか。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>			
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、対応方法を予め定めているか。		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

自主点検表(個タク)

事業所名: 国土 太郎  
点検実施日: 平成28年12月20日

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)	○	
(2)	医師からの意見等を勘案し、乗務の継続、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、健康状態を継続的に把握しているか。	○	
(3)	運行前において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに記載されている乗務中止の判断目安等に従って、安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。	○	
(4)	運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。	○	
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検診中の場合は「○」、実施していない又は検診していない場合は「×」を記載。)	○	
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。	○	
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	運行前にアルコール検知器を使用し、酒気帯びの可能性が無いか確認しているか。	○	
(2)	飲酒運転に関する法規制や、アルコールの体内分解処理に要する時間等を理解しているか。	○	
(3)	飲酒を習慣にしている場合は、翌日の運行に影響がないよう飲酒・酒量を控えているか。	○	
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の危険性を認識し、絶対に使用してはならないことを認識しているか。	○	
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。また、点検整備に関する帳票類が適正に管理されているか。	○	

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	運行前に、運転免許証の携行、有効期限の確認を行っているか。	×	有効期限の確認を行っていなかったため、目のつく場所に有効期限を掲示した。
(2)	適性診断結果を踏まえた安全運転に努めているか。特に、高齢の運転者は、加齢に伴う身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けているか。	×	受診後見直しをしていなかったため、これを期に見直した。今後も定期的に見直し、自分の短所を踏まえた安全運転を心掛ける
(3)	運転中に携帯電話、スマートフォンを使用していないか。	○	
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	○	
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。	○	
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	○	
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。	○	
(2)	不審者情報の入手及び不審物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。	○	
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>			
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	○	
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	○	
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、対応方法を予め定めているか。	○	

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

## 自主点検表(トラック)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>		
(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3) 乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		
(4) 運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。		
(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5) 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒状況など休息方法を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	<p>車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。</p> <p>(※)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。</p>		
(2)	<p>車輪脱落事故を防ぐため、ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の脱輪が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか。冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させ、ホイール・ボルト、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか。また、冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。</p> <p>(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		
(3)	<p>スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。</p> <p>(車両総重量8トン以上に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(5)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合となるマフラー取付等)の防止が徹底されているか。		
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>			
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者へ連絡するよう運転者に指導しているか。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		

5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況			
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点 検 項 目	実施回数	備 考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。



自主点検表(バスターミナル)

事業所名: \_\_\_\_\_  
 バスターミナル名: \_\_\_\_\_ 一般・専用  
 点検実施日: \_\_\_\_\_

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>3. バスターミナルの保守点検の実施状況</b>		
(1) 保安設備の点検整備		
① 道路の出口付近における安全確認のための整備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
② バスターミナル構内における車両の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
③ バスターミナル構内における歩行者の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、警報機、路側帯、横断歩道、非常口等の状況)		
④ 防火設備、消火器等器具の点検・整備状況		
⑤ 緊急時における防火体制等の整備状況		
(2) 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安委員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)		
(3) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>		
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2) 自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>		
(1) 警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。		
(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
(3) 場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。		
(4) テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
(5) 対応要領を職員へ周知しているか。		
(6) ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。		
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>		
(1) ポスター類の掲示、放送などにより、バスターミナル構内におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

自主点検表(自動車道)

事業所名: \_\_\_\_\_

路線名: \_\_\_\_\_ 一般・専用

点検実施日: \_\_\_\_\_

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>3. 自動車道の保守点検の実施状況</b>			
(1)	管理体制と人員配置状況		
(2)	路面、排水設備の整備状況		
(3)	法面危険箇所の点検整備		
(4)	構造物の状況		
(5)	防護整備の状況		
(6)	信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況		
(7)	緊急時の設備点検状況		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>			
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、施設におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

立入点検表(バス)

運輸局名: \_\_\_\_\_

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に係る点検事項)</b>	<b>※貸切バス事業者に限ります。</b>	
(1) 選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。		
(2) 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した指導監督を実施しているか。		
(3) すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(4) 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(5) 夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。(該当の運行がない場合は「○」を記載。)		
(6) 乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。		
(7) 車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。		
(8) 乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。		
(9) 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。		
<b>2. 健康管理体制の状況</b>		
(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3) 乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		
(4) 運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。		
(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		

3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(2)	高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒状況など休息方法を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入っていない場合は○を記載)		
5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。 (※)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。		
(2)	車輪脱落事故を防ぐため、ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の脱輪が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか。冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させ、ホイール・ボルト、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか。また、冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
(3)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力を要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。		
(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
(5)	対応要領を職員へ周知しているか。		
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>			
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

立入点検表(ハイタク)

運輸局名: \_\_\_\_\_  
 事業所名: \_\_\_\_\_  
 点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		
(4)	運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検計中の場合は「○」、実施していない又は検計していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
<b>4. 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。</b>			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒状況など休息方法を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入っていない場合は○を記載。)		
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。		

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。		
(1) 点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。		
(2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4) 運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
4. 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況		
(1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況		
(1) ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

## 立入点検表(トラック)

運輸局名: \_\_\_\_\_

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>		
(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3) 乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		
(4) 運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。		
(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5) 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒状況など休息方法を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		



5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	<p>車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。</p> <p>(※)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。</p>		
(2)	<p>車輪脱落事故を防ぐため、ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の脱輪が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか。冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させ、ホイール・ボルト、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか。また、冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。</p> <p>(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		
(3)	<p>スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。</p> <p>(車両総重量8トン以上に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>		
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。	
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。	
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。	
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。	
(5)	過積載運行等の防止を図っているか。	
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合となるマフラー取付等)の防止が徹底されているか。	
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>		
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。	
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。	
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。	
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。	
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者連絡するよう運転者に指導しているか。	

<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>			
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

立入点検表(バスターミナル)

運輸局名: \_\_\_\_\_  
 事業所名: \_\_\_\_\_  
 バスターミナル名: \_\_\_\_\_ 一般・専用  
 点検実施日: \_\_\_\_\_

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>3. バスターミナルの保守点検の実施状況</b>		
(1) 保安設備の点検整備		
① 道路の出口付近における安全確認のための整備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
② バスターミナル構内における車両の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
③ バスターミナル構内における歩行者の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、警報機、路側帯、横断歩道、非常口等の状況)		
④ 防火設備、消火器等器具の点検・整備状況		
⑤ 緊急時における防火体制等の整備状況		
(2) 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)		
(3) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>		
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2) 自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>		
(1) 警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。		
(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
(3) 場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。		
(4) テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
(5) 対応要領を職員へ周知しているか。		
(6) ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。		
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>		
(1) ポスター類の掲示、放送などにより、バスターミナル構内におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。		
(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

立入点検表(自動車道)

運輸局名: \_\_\_\_\_

事業所名: \_\_\_\_\_

路線名: \_\_\_\_\_ 一般・専用

点検実施日: \_\_\_\_\_

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>3. 自動車道の保守点検の実施状況</b>			
(1)	管理体制と人員配置状況		
(2)	路面、排水設備の整備状況		
(3)	法面危険箇所の点検整備		
(4)	構造物の状況		
(5)	防護整備の状況		
(6)	信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況		
(7)	緊急時の設備点検状況		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>			
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、施設におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

点検の着眼点(自動車道関係)

点 検 事 項	点 検 項 目	着 眼 点
<b>3. 自動車道の保守点検の実施状況</b>		
(1) 管理体制と人員配置状況	① 維持管理要領の整備	a. 平常時管理体制の有無 b. 異常気象時管理体制 ・警戒体制の有無 ・緊急体制の有無 c. 道路/パトロール実施 ・パトロール実施要領の有無 ア 危険箇所調書の有無 イ 巡回時の着眼点の有無 ウ パトロール日誌の有無 エ 定期/パトロール報告書の有無 オ 異常気象等/パトロール報告書の有無 d. 通行規則の実施 ・通行規則実施要領の有無 ア 通行規則基準表の有無 イ 通行規則実施状況表の有無 e. 交通安全施設の点検及び整備 ・交通安全施設の設置基準の有無 f. 自動車事故の把握・報告及び災害報告 ・集計表の有無 ・事故報告書の有無
	② 人員の確保	a. 土木の知識を有する職員が配置されているか
(2) 路面、排水設備の整備状況	① 舗装面、路肩、路側法面の状況	a. 舗装面に凹部はないか。またクラックの状況はどうか b. 路肩が損傷されずに保たれているか c. 法面は安定しているか
	② 路面標識	a. 適正な標識となっているか(はみ出し通行禁止標識等)
	③ 側溝、枡、暗渠、透水管等	a. 土砂、ごみ等がつまってないか b. 施設の破損はないか c. 流末処理に異常はないか d. 蓋がはずれてないか
(3) 法面危険箇所の点検整備	① 地滑り、落石、河川の水衝部等の危険箇所	a. 法面や路面にクラックは発生していないか b. 浮石はないか c. 法面は安定してるか
	② 法面防護工の異常箇所	a. 適切な落石対策工が施されているか b. 落石対策網のネットは破損していないか、又落石防止柵に岩石がたまりすぎていないか c. モルタル吹付に破損、剥落はないか
(4) 構造物の状況	① 橋梁、トンネル、擁壁、護岸等	a. 伸縮継手部に異物等が混入していないか b. クラック、破損、沈下はないか c. 漏水はないか d. 非常用施設、照明施設等に異常はないか
(5) 防護整備の状況	① ガードレール、ガードロープ、保安柵、緊急退避所等	a. 自動車の走行上危険な箇所に設置してあるか b. 構造・規格は妥当か c. 基礎はしっかりしているか
(6) 信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況	① 信号機	a. 腐朽又は損傷していないか b. 漏電、絶縁不良のおそれはないか c. 機能が不良になってないか
	② 通信機	a. 腐朽又は損傷していないか b. 漏電、絶縁不良のおそれはないか c. 機能が不良になってないか
	③ 照明設備	a. 腐朽又は損傷していないか b. 漏電、絶縁不良のおそれはないか c. 機能が不良になってないか
	④ 警報設備	a. 腐朽又は損傷していないか b. 漏電、絶縁不良のおそれはないか c. 機能が不良になってないか
	⑤ 供用約款、保安上の供用制限	a. 適正な場所に掲示されているか
	⑥ 自動車道標識	a. 適正な標識が適正な場所に設置されているか、又樹木等により見えにくくなってないか
	⑦ 案内、注意看板、反射鏡等	a. 道路反射鏡、視線誘導表の設置は適正か、又道路反射鏡の向きは適正か b. 二輪車に対する注意看板等は充分か
(7) 緊急時の設備点検状況	① 機械・器具類の整備	
	② 消火・避難用具の整備状況	

## 実施結果報告書(自動車運送事業)

## 1. 総点検実施状況

事業の種類		バス	ハイタク	トラック	合計
項目					
管内の事業者数(A)					0
総点検を実施した事業者数(B)					0
当局が査察等を実施した事業者数(C)					0
実施率(%)	事業者実施(B/A)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	当局実施(C/A)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
総点検期間中の重大事故件数					0
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数					0

## 2. 安全総点検の実施結果(別紙様式に記載すること&lt;別紙1&gt;)

## 3. 安全総点検の実施結果についての地方運輸局の所見

①	
②	
③	

## 4. 安全総点検期間中の重大事件発生状況(別紙様式に記載すること&lt;別紙2&gt;)

# 街頭検査の実施状況

項目	出動回数	出 動 延 べ 人 員						
		国 土 交 通 省 関 係			自 動 車 技 術 総 合 機 構	警 察	そ の 他 (注1)	合 計
		検 査 要 員	そ の 他	小 計				
実 績	回	名	名	0 名	名	名	名	0 名

(注1)「その他」の主な団体名

項 目	検 査 車 両 数	装 置 別 保 安 基 準 不 適 合 箇 所 数																										
		うち 整備不良車両数	うち 不正改造車両数	自 動 車 検 査 証 の 有 効 期 間 切 れ の 台 数	整 備 命 令 発 令 件 数	同 一 性 ・ 構 造	操 縦	緩 衝	走 行	原 動 機 ・ 動 力 伝 達	うち 速 度 抑 制 装 置	制 動	保 安 装 置	うち 着 色 フ ィ ル ム	電 気 ・ 灯 火 類	うち 灯 火 の 色	乗 車	車 枠 ・ 車 体	うち 回 転 部 分 の 突 出	うち 突 入 防 止 装 置 の 取 外 し 等	うち さ し 枠 の 取 付 け	騒 音 ・ 排 ガ ス	うち 消 音 器 の 取 外 し 等	機 器 検 査 ・ そ の 他	うち C O ・ H C ガ ス	合 計		
																											法第54条	法第54条の2
実 績																												0
																												0

注2. 1台の車両に法第54条に基づく整備命令と第54条の2に基づく整備命令を同時に発令した場合には、各々の欄に計上すること。

注3. 「整備不良車両数」及び「不正改造車両数」には、「自動車検査証の有効期間切れ」は含めないこと。

街頭検査の実施結果に対する地方運輸局の所見



## 実施結果報告書(バスターミナル、自動車道関係)

### 1. 総点検実施状況

項目		種別	バスターミナル		自動車道	
			一般	専用	一般	専用
管内の事業者数(A)			(0)	(0)	(0)	(0)
総点検を実施した事業者数(B)			(0)	(0)	(0)	(0)
当局が査察等を実施した事業者数(C)			(0)	(0)	(0)	(0)
実施率(%)	事業者実施(B/A)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	当局実施(C/A)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数						

(注) 下段( )は、バスターミナルについてはターミナル数、自動車道については路線数を記入すること。

### 2. 安全総点検の実施結果(バスターミナルは別紙1、自動車道は別紙2に記入すること。)

### 3. 安全総点検の結果についての地方運輸局の所見

### 4. バスターミナル、自動車道に生じた欠陥

種 別		件 数	事故の処理状況		備 考
			適	否	
バスターミナル	一般				
	専用				
自動車道	一般				
	専用				

(注) 1. バスターミナルに係る欠陥とは、自動車ターミナル法施行規則第16条及び第17条の規程に該当することをいう。

2. 自動車道に係る欠陥とは、道路運送法第68条第3号の規定に該当することをいう。

2. 安全総点検の実施結果

点検項目 (自動車局重点点検事項)	バス		ハイタク		トラック	
	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者
<b>1. 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に係る点検事項)</b>						
(1) 選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。			-	-	-	-
(2) 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した指導監督を実施しているか。			-	-	-	-
(3) すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)			-	-	-	-
(4) 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)			-	-	-	-
(5) 夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。(該当の運行がない場合は「○」を記載)			-	-	-	-
(6) 乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。			-	-	-	-
(7) 車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。			-	-	-	-
(8) 乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。			-	-	-	-
(9) 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。			-	-	-	-
<b>2. 健康管理体制の状況</b>						
(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)						
(2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。						
(3) 乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。						
(4) 運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、運転者に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを周知しているか。						
(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていないことから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)						
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>						
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。						
(2) 高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。			-	-	-	-
(3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。			-	-	-	-
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b>						
(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。						
(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。						
(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。						
(4) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。						
(5) 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒状況など休息方法を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)						
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>						
(1) 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。 (※)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。						
(2) 車輪脱落事故を防ぐため、ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の脱輪が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか。冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させ、ホイール・ボルト、ホイールの錆の状態を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか。また、冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)			-	-	-	-
(3) スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)			-	-	-	-

点検項目 (自動車交通関係点検事項)		バス		ハイタク		トラック	
		良好と判断された事業者	改善を指導した事業者	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>							
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示を適切に行っているか。						
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。						
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。						
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。						
(5)	過積載運行等の防止を図っているか。	-	-	-	-		
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合となるマフラー取付等)の防止が徹底されているか。	-	-	-	-		
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>							
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。	-	-	-	-		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。	-	-	-	-		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。	-	-	-	-		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。	-	-	-	-		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないかを確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。	-	-	-	-		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>							
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。						
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。						
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。	-	-	-	-		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。						
(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。			-	-	-	-
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>							
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。						
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。						
(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。			-	-	-	-
(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。			-	-	-	-
(5)	対応要領を職員へ周知しているか。			-	-	-	-
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>							
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。					-	-
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。						
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。						

## 2. 安全総点検の実施結果(バスターミナル)

点検項目	一般		専用		備考
	良好と判断された事業者数	改善を指導した事業者数	良好と判断された事業者数	改善を指導した事業者数	
<b>3. バスターミナルの保守点検の実施状況</b>					
(1) 保安設備の点検整備					
① 道路の出口付近における安全確認のための整備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)					
② バスターミナル構内における車両の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)					
③ バスターミナル構内における歩行者の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、警報機、路側帯、横断歩道、非常口等の状況)					
④ 防火設備、消火器等器具の点検・整備状況					
⑤ 緊急時における防火体制等の整備状況					
(2) 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)					
(3) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況					
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>					
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。					
(2) 自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。					
(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。					
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>					
(1) 警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。					
(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。					
(3) 場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。					
(4) テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。					
(5) 対応要領を職員へ周知しているか。					
(6) ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。					
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>					
(1) ポスター類の掲示、放送などにより、バスターミナル構内におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。					
(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。					
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。					

4. 安全総点検期間中の重大事故発生状況

業態	区分			合計			転覆			転落			路外逸脱			火災			踏切			衝突			車内			死傷			健康起因			危険物等			その他		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者			
バス	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
ハイタク	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
トラック	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(注) 1. 「自動車事故報告規則」に該当する事故を対象とすること。  
2. 有責事故は( )内に内数で記入すること。

2. 安全総点検の実施結果(自動車道)

点検項目	一般		専用		備考
	良好と判断された事業者数	改善を指導した事業者数	良好と判断された事業者数	改善を指導した事業者数	
<b>3. 自動車道の保守点検の実施状況</b>					
(1) 管理体制と人員配置状況					
① 維持管理要領の整備					
② 人員の確保					
(2) 路面、排水設備の整備状況					
① 舗装面、路肩、路側法面の状況					
② 路面標識					
③ 側溝、柵、暗渠、透水管等					
(3) 法面危険箇所の点検整備					
① 地滑り、落石、河川の水衝部等の危険箇所					
② 法面防護工の異常箇所					
(4) 構造物の状況					
① 橋梁、トンネル、擁壁、護岸等					
(5) 防護整備の状況					
① ガードレール、ガードロープ、保安柵、緊急退避所等					
(6) 信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況					
① 信号機					
② 通信機					
③ 照明設備					
④ 警報設備					
⑤ 供用約款、保安上の供用制限					
⑥ 自動車道標識					
⑦ 案内、注意看板、反射鏡等					
(7) 緊急時の設備点検状況					
① 機械・器具類の整備					
② 消火・避難用具の整備状況					
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>					
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。					
(2) 自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。					
(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。					
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>					
(1) 営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。					
(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。					
<b>6. 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況</b>					
(1) ポスター類の掲示、放送などにより、施設におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。					
(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。					
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。					